## 【第 | | 次田辺市交通安全計画(案)】

交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、本市における陸上交通の安全に関 する施策の大綱を定めるものです。田辺市交通安全対策会議では、令和3年度から令和7年度までを計画 期間とする「第11次田辺市交通安全計画」の策定作業を進めています。

**■意見募集期間** 1月17日則~31日則 [必着] 国所定の様式に、住所・氏名・年齢をご記入の上、 右記へお持ちいただくか、郵送・FAX・Eメール で提出してください。ご意見の内容については、 その理由も記入してください。計画(案)及び様 式については、右記又は各行政局総務課(19ペー ジ参照)で配布するほか、ホームページからも取 得できます。

固自治振興課 市民生活係(本庁舎 3 階)

〒 646-8545 新屋敷町 1

**☎** 0739 (26) 9911

EM 0739 (22) 5310

☐ jichi@city.tanabe.lg.jp

☐ https://www.city.tanabe. lg.jp/jichi/koutsukeikaku11publiccomments.html



# 【第2次田辺市総合計画「後期基本計画(案)」】

総合計画とは、まちづくりを進める上で、最上位に位置付けられる計画で、第2次田辺市総合計画は、 まちの将来像やまちづくりの基本方向を示し、計画的にまちづくりを進めていくためのものです。基本指 針となる「基本構想」、基本構想で示した将来目標を実現するための具体的な施策の方針や展開等を示し た「基本計画」、基本計画の各施策における具体的な事務事業を進めるための「実施計画」で構成してい ます。このうち、基本計画については、社会情勢等の変化に対応するため、5年ごとに見直すこととして おり、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「後期基本計画」の策定作業を進めています。

■意見募集期間 1月20日承まで「必着]

国所定の様式に、住所・氏名・年齢をご記入の上、 右記へお持ちいただくか、郵送・FAX・Eメール で提出してください。ご意見の内容については、 その理由も記入してください。計画(案)及び様 式については、右記又は各行政局総務課(19ペー ジ参照)で配布するほか、ホームページからも取 得できます。

間企画広報課企画調整係(本庁舎3階)

〒 646-8545 新屋敷町 1

**☎** 0739 (26) 9963

EM 0739 (22) 5310

⊠ kikaku@city.tanabe.lg.jp

https://www.city.tanabe.lg.jp/ kikaku/sougoukeikaku/2ji\_ kouki.html



#### 【共通事項】

- ■提出できる方 次のいずれかに該当する方
- ◇市内に住所を有する方
- ◇市内に事務所又は事業所を有する個人、法人 及びその他の団体
- ◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ◇市内の学校に在学する方
- ◇上記に掲げる方のほか、パブリックコメント 手続に係る事案に利害関係を有する個人、法人 及びその他の団体

#### ■意見の公表

いただいたご意見等の概要及びこれに対する 市の考え方について、ホームページ等を通じて 公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対 して市の考え方をお示しするものではありませ ん。なお、「田辺市個人情報保護条例」に基づき、 個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定 できるような内容は掲載しません。

## 意見公募手続 (パブリックコメント)

# 市民の皆さんからのご意見・ご提案を募集します

パブリックコメントは、市民の皆さんの生活に関する市の基本的な計画や方針などを策定する過程にお いて、その計画等の素案や関係資料を公表し、広く意見を求め、提出された有益な意見を考慮して意思決 定を行い、市政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、市政の推進に役立てることを目的としています。 このたび、4件のパブリックコメントを募集しますので、ご協力をお願いします。

# 【旧国鉄田辺駅宿舎跡地の活用計画(案)】

中心市街地の活性化を目的として、地域のにぎわい創出等に寄与する事業の民間提案を令和3年9月 に募集し、審査の結果、下記活用事業の提案を採用しました。採用した提案を基に、「活用計画」の策定 作業を進めています。今後は、決定された活用計画に基づき、整備・運営を行う事業者を募る予定であり、 令和4年3月頃に募集要項の公表、4月頃には募集を行いたいと考えています。

- ■活用事業 旅館業法に定めるホテル・旅館営業
- ■意見募集期間 1月4日∞~2月4日金[必着] 国所定の様式に、住所・氏名・年齢をご記入の上、 下記へお持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールで 提出してください。ご意見の内容については、その 理由も記入してください。計画(案)及び様式につ いては、令和3年12月24日 金以降に、下記で配 布するほか、ホームページからも取得できます。

固都市計画課 計画整備係(本庁舎別館1階)

〒 646-8545 新屋敷町 1

**☎** 0739 (26) 9937

EXX 0739 (25) 6016

□ toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp https://www.city.tanabe.lg.jp/

keikaku/keikaku/katuyoujigyoupubliccomments.html





旧国鉄田辺駅宿舎跡地(高雄二丁目 1299番の 1)

# 【第4次田辺市地域福祉計画(案)】

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活上の解決すべき課題(生 活課題)を明らかにするとともに、それに対応する必要なサービスの内容や量、体制を計画的に整備する ものです。令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第4次計画」の策定作業を進めています。

■意見募集期間 1月5日承~18日承「必着] 目所定の様式に、住所・氏名をご記入の上、右記 へお持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールで提 出してください。ご意見の内容については、その 理由も記入してください。計画(案)及び様式に ついては、右記又は各行政局住民福祉課(19ペー ジ参照)で配布するほか、ホームページからも取 得できます。

間福祉課 庶務係(市民総合センター2階)

〒 646-0028 高雄一丁目 23-1

**☎** 0739 (26) 4900

EX 0739 (26) 4914

☐ fukushi@city.tanabe.lg.jp

https://www.city.tanabe.lg.jp/ fukushi/publiccomment.html



11 Tanabe Publicity 2022.1

コロナ禍の今こそ心穏やかに

# 人権を考える集いをオンライン配信します

### 内講演

- ■**演題** 音楽法話 ~心に太陽をくちびるに歌を~ (約 60 分)
- ■講師 関守 研悟さん

**圏**無料(視聴に必要なインターネット通信費、回 線費等は視聴者の負担となります。)

#### ■視聴方法

パソコン、スマートフォン、タブレット等で右記ホームページから視聴ページにアクセスしてください。

#### ■注意事項

◇動画視聴には大容量のデータ通信を消費するため、安定したインターネット環境(Wi-Fi、有線

LAN) のご利用を推奨します。

◇本配信の写真撮影(スクリーンショット含む。)、 録音、録画、転送等は一切禁止です。

- 間人権推進課 人権推進係 (本庁舎 4 階)
- **☎** 0739 (26) 9912
- ☐ https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/jinkentudoi.html





#### 関守 研悟さん

昭和47年生まれ、西牟婁郡白浜 町出身。同町、聖福寺の住職。早稲 田大学法学部を卒業、花園大学大学 院博士後期課程卒業、文学博士(仏 教学)。コロナ禍の今こそ心穏やか に生きる道しるべにと、「音楽法話」 を各地で行っている。

新庁舎整備の進捗状況をお知らせします

# 新庁舎建築工事が始まりました

令和3年12月4日①、新庁舎建設予定地において、田辺市庁舎 新築工事の起工式が執り行われました。市長をはじめ市議会議員や 工事関係者などが出席し、工事の安全を祈願しました。今後も、安 全管理に十分注意をしながら工事を進めていきます。



新庁舎整備の経緯	
平成 28 年 9 月	庁舎整備方針決定
平成 29 年 3 月	田辺市新庁舎候補地選定調査結果公表
平成 29 年 8 月	田辺市新庁舎整備事業に係る基本協定 書締結
平成 30 年 8 月	田辺市新庁舎整備基本計画策定
平成 30 年 9 月	田辺市役所の位置に関する条例一部改正
平成 30 年 12 月	新庁舎整備用地取得契約締結
令和元年9月	田辺市新庁舎基本設計完了
令和2年1月	店舗・駐車場棟の建設に着手
令和3年2月	既存商業施設の解体1期工事に着手
令和3年3月	店舗・駐車場棟完成
令和3年12月	解体2期工事と新庁舎建築工事に着手
令和6年3月	新庁舎完成予定

田辺市新庁舎整備に伴い、令和3年2月から 既存商業施設の解体1期工事を行っていました が、令和3年11月で解体1期工事の対象となる 地上3階部分から上部の建物の解体が完了しま した。令和3年12月から、1・2階部分の解体 2期工事及び新庁舎の建築工事が始まりました。

工事の完了は、令和6年3月を予定しています。 新庁舎の開庁について詳細は未定ですが、令和6 年度中となる予定です。

間新庁舎整備室(本庁舎2階)

**☎** 0739 (34) 3336



初泳ぎ、初漕ぎで、清々しい1年のスタートをきりましょう!

# 第 96 回新春初泳ぎ・第 38 回新春初漕ぎを開催します

### 【新春初泳ぎ】

鳳場田辺扇ヶ浜海水浴場

对田辺水泳協会員、参加希望者

※小中学生は保護者の責任において各自で参加してください。

間水着・タオル・着替え等

間田辺水泳協会事務局(タナベスポーツプラザ内)

**☎** 0739 (25) 3188

※荒天時は**☎** 090-3271-3103 へお問い合わせください。



### 【新春初漕ぎ】

■睛1月2日间9時

**2**8 時 30 分から神島高校艇庫で受付します。

陽文里湾

図田辺カヌー協会員、参加希望者(経験者のみ)

間カヌー (お持ちの方)

間田辺カヌー協会事務局

**☎** 080-1432-3006

#### 【共通事項】

事前申込みは不要ですので、直接集合場所にお 越しください。



# 申請が必要な方もいますのでご確認ください

# 子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

関下記のいずれかに該当する方

◇令和3年9月分児童手当(本則給付)受給者 ◇令和3年9月30日時点で、平成15年4月2 日~平成18年4月1日生まれの児童を養育している者であって、所得が児童手当の本則給付相当である方並びにそれに準ずる方

◇令和3年9月~令和4年3月31日に出生した新生児の児童手当(本則給付)受給者

国◇市から令和3年9月分の児童手当(本則給付)
を受給した方等

申請は不要です。令和3年12月末頃から順次、 児童手当登録口座に振り込みます。対象者には、 直接、給付額や支給日等をお知らせします。

◇上記以外で、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの児童のみを養育している方、 所属庁から児童手当(本則給付)を受給している 公務員、令和 3 年 9 月~令和 4 年 3 月 31 日に生 まれた新生児の児童手当(本則給付)受給者等

令和4年2月28日 月17時まで(新生児分の 締切りについては下記にご確認ください。)に、 必要書類等を下記へお持ちいただくか、郵送で申 請してください。申請書は、提出先で配布してい るほか、ホームページからも取得できます。

#### ■必要書類等

◇申請者の本人確認書類(郵送での申請の場合は写し) ◇申請者及び配偶者の個人番号証明書類(郵送で

の申請の場合は写し)

◇申請書 (請求書)

◇振込口座が分かるもの(通帳又はキャッシュカードの写し等)

※その他必要書類を求める場合があります。

### ■提出先

◇市民課 庶務年金係(本庁舎 2 階)

〒 646-8545 新屋敷町 1

◇各行政局 住民福祉課(19ページ参照)

問子育て世帯先行給付金窓口(市民課内)

**○** 0739 (26) 9925 (平日 9 時~ 17 時)

☐ https://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/kosodate\_kyuhu\_2021.html



13 Tanabe Publicity 2022.1 広報たなべ 令和4年1月号 12